

日時：平成 24 年 5 月 16 日（水）

時間：10：00～11：30

場所：みやぎ NPO プラザ 第 2 研修室

特定非営利活動法人みやぎ宅老連絡会

平成 24 年度 通常総会

総 会 次 第

- 1.開会のことば
- 2.議長選出・挨拶
- 3.資格審査報告
- 4.議事録署名人選任
- 5.代表挨拶
- 6.議事
 - 1) 第 1 号議案 平成 23 年度事業報告・財産目録
貸借対照表及び収支報告
 - 2) 第 2 号議案 平成 23 年度会計監査報告
 - 3) 第 3 号議案 平成 24 年度事業計画（案）
 - 4) 第 4 号議案 平成 24 年度収支計画（案）
 - 5) 第 5 号議案 定款変更の件
 - 6) 第 6 号議案 会費変更の件
 - 7) 第 7 号議案 役員改選の件
 - 8) 新旧役員挨拶
- 7.議長解任
- 8.閉会のことば

平成 23 年度事業報告

はじめに

代 表 伊 藤 壽 美 子

昨年の東日本大震災から一年が経ちました。しかし、今なお不自由な生活が続いています。

当会会員事業所も 8 箇所、津波被害を受けました。自ら被災に遭いながらも奮闘した介護員、職員の皆様の活躍に頭が下がる思いです。改めて「いのち」の重さを体験しました。また、どこかで誰かとつながっていることの心強さも今回の震災で体験いたしました。各方面の皆様からのご支援に改めて深く感謝したいと思います。今後、会員の皆様と

「ともにあゆむ」連絡会でありたいと思います。

「介護サービス情報の公表」調査事業については、引き続き行う予定となっております。

事業所ならびに調査員各位の多大なご協力に感謝いたしますと共に、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

第1号議案

1. 特定非営利活動に係わる事業

(1) 研修会の実施

平成23年11月12日・13日研修会を開催いたしました。

参加者 両日で 60名

内容：

11月12日(土)

第一部 トークリレー 受付13:30 開演14:00

「東日本大震災：介護の現場から」

石巻市 めだかの楽園

代表 井上利枝氏

東松島市 NPO法人のんびりすみちちゃんの家

代表 伊藤壽美子氏

山元町 NPO法人ささえ愛山元

代表 中村怜子氏

「東日本大震災：それぞれの体験」15:30～16:30

懇親会 18:00～19:30

11月13日(日)

第二部 講演会 受付10:00 開演10:20

演題「東日本大震災：これからの私たち」

いずみの杜診療所 院長 山崎英樹 先生

(2) 会報（みやぎ宅老連通信）の発行

平成23年度の情宣活動は、会員向け情報紙「みやぎ宅老連通信」を7月、1月、3月と3回発行しました。会報の内容は、会議・研修会の模様、会員の事業所紹介、講座案内等を掲載しました。24年度も会員の意見も参酌しながら、引き続き定期発行に努めることとします。また、新たな活動情報発信といたしまして、インターネットでのブログ及びツイッター等での情報発信も行いました。

(3) 移動研修会の実施

会員相互のコミュニケーションならびに研鑽を図るための、会員の事業所において移動研修会については、本年度は、東日本大震災後の事業所対応等を鑑み開催を見合わせました。

(4) 東日本大震災支援活動

震災支援活動として、東日本大震災現地NPO応援基金の助成を受け、震災支援活動を行いました。

※資料1 参照

2. 介護サービス情報の公表に係わる調査事業

(1) 実施件数、実施体制

平成23年度の調査業務につきましては、2月末で無事終了しました。

今期の実施件数（平成23年4月から平成24年2月末）459件

31 名の調査員で実施しました。

※資料 2 参照

(2) 調査員フォローアップ

調査業務の中で検討課題の議論、公表センター情報の周知徹底を図るためのフォローアップは、2 回実施しました。

尚、公表センター情報、調査に関する注意事項等については情報紙「宅老調査員通信」に於いて周知いたしました。

調査機関全体での意思統一を図るための合同調査員研修会は 7 月 1 日に開催しました。

※資料 3 参照

(3) 調査事業推進委員会

平成 23 年度は、12 月 9 日、3 月 23 日 3 回の開催となりました。

事業報告内容

- ① 23 年度事業計画・実績等報告
- ② 調査対象事業所のアンケート集約結果
- ③ 調査員の業務日誌等で調査の実施状況

調査対象事業所アンケートのまとめ報告とともに「介護サービス情報の公表」事業について意見交換等を行いました。

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 みやぎ宅老連絡会
全事業所

(単位：円)

2012年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	54,547
現 金	11,465
普通 預金	4,399,993
七十七 (調査)	(1,494,958)
七十七 (特非)	(2,905,035)
現金・預金 計	4,466,005

(その他流動資産)

前払 費用	64,000
その他流動資産 計	64,000

流動資産合計

4,530,005

資産の部 合計

4,530,005

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	888,659
預 り 金	121,633
活動費源泉	(101,519)
雇用保険	(15,614)
報酬	(4,500)

流動負債 計

1,010,292

負債の部 合計

1,010,292

正味財産

3,519,713

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 みやぎ宅老連絡会

(単位：円)

全事業所

2012年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	888,659
現 金	54,547	預 り 金	121,633
現 金	11,465	流動負債 計	1,010,292
普通 預金	4,399,993	負債の部合計	1,010,292
現金・預金 計	4,466,005	正 味 財 産 の 部	
(その他流動資産)		【正味財産】	
前払 費用	64,000	正味 財産	3,519,713
その他流動資産 計	64,000	(うち当期正味財産増加額)	2,333,324
流動資産合計	4,530,005	正味財産 計	3,519,713
		正味財産の部合計	3,519,713
資産の部合計	4,530,005	負債・正味財産の部合計	4,530,005

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書（会活動及び調査事業）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特定非営利活動法人みやぎ宅老連絡会

科 目	平成23年度決算	平成23年度予算	予算比
[収支の部]			
【経常収入】			
調査事業収入	11,854,000	12,588,000	-734,000
行事参加会費収入	0	0	
正会員会費収入	168,000	189,000	-21,000
賛助会員会費収入	187,000	196,000	-9,000
寄付金収入	0	20,000	-20,000
受け取り利息収入	558	500	58
支援金収入	4,403,031	100,000	4,303,031
経常収入 計	16,612,589	13,093,500	3,519,089
[支出の部]			
【事業費】			
介護サービス情報の公表調査事業			
調査員活動費	3,636,030	3,896,000	-259,970
調査員交通費	564,397	974,000	-409,603
人件費(事務員)	3,416,148	3,600,000	-183,852
法定福利費(事業)	441,537	430,000	11,537
福利厚生費(事業)	59,940	70,000	-10,060
交 通 費	265,002	250,000	15,002
会 議 費	13,400	30,000	-16,600
通 信 費	772,180	1,454,000	-681,820
地代 家賃	768,000	768,000	0
支払い手数料	67,350	100,000	-32,650
研 修 費	3,000	20,000	-17,000
雑 費	71,867	30,000	41,867
印刷 経費	0	30,000	-30,000
租税 公課	2,100	3,000	-900
書籍研究費	26,473	20,000	6,473
消耗品費	350,577	180,000	170,577
水道光熱費	84,517	80,000	4,517
什器 備品	327,260	200,000	127,260
予備費	0	5,000	-5,000
事業費 計	10,869,778	12,140,000	-1,270,222

第1号議案

科 目	平成23年度決算	平成23年度予算	予算比
[支出の部]			
【管理費】			
活 動 費	1,595,375	250,000	1,345,375
ボランティア謝金	100,000	0	100,000
福利厚生費	0	0	0
通 信 費	269,442	100,000	169,442
荷造 運賃	146,851	0	146,851
交 通 費	349,560	150,000	199,560
交 際 費	0	0	0
会 議 費	5,280	30,000	-24,720
事務消耗品費	6,840	100,000	-93,160
備品消耗品費	246,069	100,000	146,069
印刷 経費	700	50,000	-49,300
租税 公課	1,400	2,000	-600
慶 弔 費	535,792	20,000	515,792
支払手数料	0	5,000	-5,000
雑 費	11,279	15,000	-3,721
書 籍 費	0	0	0
研 修 費	137,899	100,000	37,899
諸 会 費	3,000	5,000	-2,000
予 備 費	0	700,000	-700,000
管理費 計	3,409,487	1,627,000	1,782,487
[その他資金収支の部]			
【その他資金収入】			
短期借入金収入	0	0	0
繰入金収入	0	0	0
その他資金収入 計	0	0	0
【その他資金支出】			
短期借入金返済支出	0	0	0
繰入金支出	0	0	0
その他資金支出 計	0	0	0
当期収支差額	2,333,324	-673,500	
前期繰越収支差額	1,186,389	1,186,389	0
次期繰越収支差額	3,519,713	422,889	3,096,824

第1号議案

【収支計算書の注記】

- 1、特別会計繰越し金259円については、3月14日通信費として使用し、管理費に合算し計上した。
- 2、支援金及び助成金経費を管理費に合算し収支を計算した。

内訳については下記の通り

■助成金収入について

◆基金名:東日本大震災現地NPO応援基金

助成期間:平成23年8月1日から平成23年12月31日

助成金額:158万円

交通費 165.621

通信費 95.194

設備費 133.820

購入費 49.724

荷造費 107.672

人件費 926.000

合計 1.478.031

差額 101.969 平成23年3月15日返還済み。

◆基金名:東日本大震災現地NPO応援基金(第2期)

助成期間:平成24年1月1日から平成24年12月31日

助成金額:270万円

人件費 400.000

研修費 54.535

次期繰越金 2.245.465 平成24年3月末現在

期間継続中

震災支援金収入について

期間:平成23年4月1日から平成24年3月末

前期支援金繰越金:773.921円

支援金額:225.000円

交通費 95.466

見舞金 500.000

通信費 39.906

備品費等 263.549 (支援物品等)

活動費 100.000

残金0

監 査 報 告 書

平成 24 年 5 月 11 日

特定非営利活動法人 みやぎ宅老連絡会
代表 伊藤 壽美子 殿

特定非営利活動法人 みやぎ宅老連絡会

監 事 山崎 英 樹 

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度に
おける会計及び業務の監査結果について次のとおり報告いたします。

監査意見

1. 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計帳簿の記載と一致し、特定非営利活動法人の収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認めます。
2. 事業報告の内容は、真実であると認めます。
3. 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以上

平成24年度事業計画（案）

1. 特定非営利活動に係わる事業

（1）情宣活動

会報「みやぎ宅老連通信」を7月、11月、3月の年間3回発行し、ホームページやブログ等でも会員事業所紹介、介護エピソード（介護物語）等積極的に紹介し情報発信の充実を図っていきます。

また、官公庁等に宅老所地位向上等働きかけていきます。

震災支援対応では、引き続き、震災後の被災事業所および被災地への支援を積極的に行い、介護事業所の震災時体験をまとめ、介護事業所震災体験冊子を作成し、非常災害時に於ける介護事業所の体験及び教訓を被災県である宮城から発信したいと考えています。

（2）研修会及び移動研修会

今年度の研修会及び移動研修会は、震災につき各事業所の運営状態等を勘案し計画することとし、計画・運営にあたっては、別途実行委員会を立ち上げたいと考えています。

（3）委員会等の開催

理事会、運営委員会を定期的を開催することとします。

*資料4参照

2. 介護サービス情報の公表に係わる調査事業

(1) 調査期間ならびに調査件数

24年度分について

24年10月 ～25年 事業期間未決定 約200件の予定

(2) 会議等の開催

1) 調査員フォローアップ

調査業務の意識統一を図るため、調査員全体研修会1回、フォローアップ1回 年間研修全2回を開催することとします。

＊資料4参照

2) 調査事業推進委員会

部外委員に対し、事業計画、調査の実施状況等を説明するための委員会を24年12月、25年3月に開催することとします。

(3) 情宣活動

平成24年度についても、調査時の要点をまとめた「調査員の手引き」を作成し配布することとします。また、公表センター情報の周知等の徹底を図るため情報紙「宅老調査員通信」を毎月発行することとします。

＊資料4参照

平成24年度 特定非営利活動及び公表調査事業に係る事業会計収支予算書
 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 特定非営利活動法人みやぎ宅老連絡会

科 目	平成24年度予算	平成23年度決算
I 収入の部		
1 会費収入		
正会員会費収入	189,000	168,000
賛助会員会費収入	196,000	187,000
2 事業収入		
介護サービス情報の公表に係る調査事業収入(調査件数)	5,870,000	11,854,000
福祉サービスの資質向上研究費	0	
3 寄付金収入		
事業運営に係る寄付等	0	4,403,031
4 雑収入		
行事参加費収入		
預金利子	500	558
雑収入		
5 その他の事業会計繰入金	0	
当期収入合計	6,255,500	16,612,589
II 支出の部		
1 事業費		
介護サービス情報の公表に係る調査事業支出		
調査員活動費	1,960,000	3,636,030
調査員交通費	294,000	564,397
人件費(事務員)	2,352,000	3,416,148
法定福利費	480,000	441,537
福利厚生費	10,000	59,940
交通費	50,000	265,002
会議費	10,000	13,400
通信費	450,000	772,180
地代家賃	768,000	768,000
支払い手数料	80,000	67,350
研修費	10,000	3,000
雑費	10,000	71,867
印刷経費		
租税公課		2,100
書籍研究費		26,473
消耗品費	50,000	350,577
水道光熱費	70,000	84,517
什器備品	20,000	327,260
予備費		
福祉サービスの資質向上研究費	0	
事業支出合計	6,614,000	10,869,778

第4号議案

科 目	平成24年度予算	平成23年度決算
Ⅱ 支出の部		
2 管理費		
活動費	1,800,000	1,595,375
ボランティア謝金		100,000
福利厚生費		
通信費	20,000	269,442
荷造 運賃		146,851
旅費交通費	20,000	349,560
会議費	30,000	5,280
事務用消耗品	10,000	6,840
備品消耗品	10,000	246,069
印刷経費	10,000	700
租税公課		1,400
慶弔費	30,000	535,792
支払い手数料		
雑費	20,000	11,279
書籍費		
研修費	350,000	137,899
諸会費	20,000	3,000
3 予備費		
管理費・予備費合計	2,320,000	3,409,487
Ⅲ その他資金収支の部		
1 その他資金収入		
短期借入金収入		
繰入金収入		
その他資金収入 計		
2 その他資金支出		
短期借入金返済支出		
繰入金支出		
その他資金支出 計		
当期収支差額	-2,678,500	2,333,324
前期繰越収支差額	3,519,713	1,186,389
次期繰越収支差額	841,213	3,519,713

※前期繰越金の中に助成金繰越金が含まれている。

5月16日の平成24年度通常総会により、議題提出予算案を若干修正いたしました。

変更の内容

現行 (旧)	変更後 (新)	備考
第2章 目的及び事業 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。 第3章 会員 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員 A (団体) この法人の事業を賛助するために入会した団体 (3) 賛助会員 B (個人) この法人の事業を賛助するために入会した個人 第4章 役員及び職員 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事3人以上7人以内 (2) 監事1人以上3人以内 2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。 (選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務) 第15条 代表は、この法人を代表し、その業	第2章 目的及び事業 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>利益</u>を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。 第3章 会員 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した<u>個人及び団体</u> (2) 賛助会員 A (団体) この法人の事業を賛助するために入会した団体 (3) 賛助会員 B (個人) この法人の事業を賛助するために入会した個人 第4章 役員及び職員 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事3人以上7人以内 (2) 監事1人以上3人以内 2 理事のうち、1人を代表、<u>2人以内</u>を副代表とする。 3 <u>この法人に役員の他に、顧問を若干名置くことができる。</u> (選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 5 <u>顧問は理事会で選任し、代表が委嘱する。</u> (職務) 第15条 代表は、この法人を代表し、その業	

務を総理する。 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 4 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 第5章 総会 (権能) 第23条 総会は、次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員の選任、解任及び報酬 (7) 会費の額 (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) その他運営に関する重要事項 (開催) 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたと	務を総理する。 2 <u>代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、<u>代表があらかじめ指定した順序によって、</u>その職務を代行する。 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 第5章 総会 (権能) 第23条 総会は、次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 役員の選任、解任及び報酬 (7) 会費の額 (8) 借入金（その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) その他運営に関する重要事項 (開催) 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたと	
---	---	--

き。 (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。 (招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (議決) 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (表決権等) 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	き。 (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。 (招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。 (議決) 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u> (表決権等) 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、<u>前2条、次条第1項及び第51条の適用</u>については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
--	--

(議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。 第 6 章 理事会 (開催) 第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 代表が必要と認めたとき。 (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集) 第 34 条 理事会は、代表が招集する。 2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。	(議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> <u>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> <u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u> <u>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</u> <u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u> 第 6 章 理事会 (開催) 第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 代表が必要と認めたとき。 (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集) 第 34 条 理事会は、代表が招集する。 2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。 (表決権等)	
--	--	--

(表決権等) 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 (議事録) 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。 第 7 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入 (事業計画及び予算) 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。 (暫定予算) 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出すること	第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 (議事録) 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。 第 7 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u> (事業計画及び予算) 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。 (暫定予算) 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講じる</u>ことができる。
--	--

ができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (予算の追加及び更正) 第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 (事業報告及び決算) 第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 第 8 章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更) 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。 (残余財産の帰属) 第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法大 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された、特定非営利活	2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。 (予算の追加及び更正) 第 47 条 予算<u>議決</u>後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 (事業報告及び決算) 第 48 条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 第 8 章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更) 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する<u>以下の事項</u>を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) <u>特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u> (4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更に伴うものに限る)</u> (5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u> (6) <u>役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)</u> (7) <u>会議に関する事項</u> (8) <u>その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u> (9) <u>解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)</u> (10) <u>定款の変更に関する事項</u> (残余財産の帰属) 第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された、特定非営利活動法人、<u>公益社団法人または、公益財団法人</u>に譲渡
---	--

動法人または公益法人に譲渡するものとする。	するものとする。 <u>附則</u> <u>この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。</u>	
------------------------------	--	--

2 変更の理由

平成 23 年 6 月特定非営利活動促進法の改正、平成 24 年 4 月 1 日施行のために当会の定款を改める必要が生じたため、平成 24 年 5 月 16 日に総会を開催して定款変更を全員一致の同意で議決した。

(備考)

上記 1 には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。併せて、変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。

会費変更について（案）

現行：正会員 3,000円

賛助会員A（団体） 7,000円

賛助会員B（個人） 2,000円

改正案：個人正会員 3,000円

法人正会員 10,000円

賛助会員A（団体） 7,000円

賛助会員B（個人） 2,000円

理 事 選 任 (案)

伊 藤 壽美子 (現)

近 藤 明 美 (現)

柏 倉 二 男 (現)

熊 谷 かず子 (現)

熊 谷 由 紀 (新)

監 事 選 任 (案)

山 崎 英 樹 (現)

資料 1

震災活動報告「応援基金活動分として」

宮城県内の被災した高齢者介護福祉事業所の状況調査、紙おむつや衛生品などの物資提供など事業所再開に向けた支援及び仮設住宅の独居高齢者の状況調査、食料品や冬物衣料等の支援物資の配布、レクリエーション企画の実施を行いました。

1) 実施内容

支援物品送付

福島県相馬市 仮設住宅向け 19 個口 食料・衛生用品・衣料品等

石巻市仮設住宅向け 5 個口 食料・衣料品等

登米市民間借り上げ住宅 1 個口 食料

宮城県内介護施設 10 ヶ所（会員事業所以外も含む）93 個口 衛生用品・食料品等

支援品等配布

◆広島県より支援 味噌 1 箱 20kg × 63 箱

介護事業所 15 ヶ所及び南三陸町仮設住宅へ持参配布した。

◆広島県より支援 紙オムツ 60 箱

介護事業所 5 ヶ所へ持参配布した。他介護事業所 10 ヶ所へ送付した。

◆支援団体より 衣料品及び衛生用品等 116 箱

介護事業所 10 ヶ所及び仮設住宅、民間借り上げ住宅へ持参配布した。

◆新潟県新建新聞社より支援 日曜電動工具

多賀城市社会福祉協議会を通じて多賀城市仮設住宅 6 箇所へ配布した。6 種類 × 6 箇所分

石巻市社会福祉協議会を通じて石巻市北上町へ配布した。 30 セット

南三陸町社会福祉協議会を通じてボランティアセンターへ届けた。 2 セット

借り上げ住宅世帯 6 世帯、介護事業所 2 ヶ所へ配布 12 セット

介護事業所行事等参加

◆8月20日 気仙沼市唐桑町 夏祭り

◆10月22日 栗原市 収穫祭

他支援団体と合同で物品配布と演芸参加。宮城県最高激震地。建物状況等聞き取る。建物修繕必要との事。他支援団体へ繋ぐ。

◆10月16日 石巻市 芋煮会

支援物資・材料等提供。現地情報等聞き取り。

◆10月23日 登米市 仮設支援行事 芋煮会

配布物品等提供。送迎等スタッフ兼演芸要員として参加。参加者の現状等聞き取り、主催者スタッフミーティングにおいて聞き取り内容等伝えた。

◆11月27日 登米市 仮設支援行事 りんご狩り

送迎等スタッフとして参加。独居高齢者等情報収集し、主催事業所へ繋ぐ。

◆12月15日 石巻市 仮設支援行事 芋煮お振る舞い

配布支援品等提供。石巻市内仮設住宅の状況調査。

資料 1

◆ 12 月 15 日 東松島町 餅つき 支援品等提供。

仮設住宅及び民間借り上げ住宅支援

7 月 11 日 仙台市民間借り上げ住宅 高齢者 5 世帯支援

3 世帯は民生委員へ繋ぎ、1 世帯は他市町村へ住居移転。現在 1 世帯支援継続中。

8 月 10 日 南三陸町歌津 ジャズ演奏 コーディネート

10 月 23 日 南三陸町民間借り上げ住宅 支援品持参 3 世帯

現在継続支援中。近辺調査継続中。

11 月 24 日 石巻市民間借り上げ住宅（美里町在中） 支援品持参 5 世帯支援

現在継続支援中。近辺調査継続中。

12 月 3 日 石巻市仮設住宅 餅つき行事開催 住民の方と共同開催。 全 16 世帯

現在継続支援中。

12 月 5 日 南三陸町民間借り上げ住宅 支援品持参 17 世帯

12 月末で現地 NPO 法人へ引き継ぐ。

12 月 21 日 石巻市民間借り上げ住宅 支援品配布 7 世帯・他 56 世帯

12 月末で現地支援団体へ引き継ぐ。

H23年度「介護サービス情報の公表」 調査実績一覧

特定非営利活動法人 みやぎ宅老連絡会

調査期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日

	通所	居宅	訪問介護	訪問入浴	福祉用具	訪問看護	特養	老健	通リハ	訪リハ	医設	
4 月	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0		9
5 月	7	13	4	3	0	0	3	1	3	1		36
6 月	16	12	3	2	0	1	4	1	2	0		41
小計(A)	25	30	9	5	0	2	7	2	5	1		86
7 月	0	11	8	0	1	0	0	0	0	0		20
8 月	12	8	3	0	0	2	3		2	2		32
9 月	15	14	4	0	0	0	4	4	5	1		47
10 月	13	13	6	1	2	2	6	2	2	0		47
11 月	13	15	8	1	3	2	5	0	1	1	3	52
12 月	19	16	5	1	2	1	7	2	3	2		58
1 月	16	16	8	4	1	1	7	4	6	1		64
2 月	21	19	4	1	0	1	5	1	1	0		53
3 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
小計(B)	109	112	46	8	9	9	37	13	20	7	3	373
合計(A+B)	134	142	55	13	9	11	44	15	25	8	3	459

資料 3

平成 23 年度「介護サービス情報の公表」事業活動報告
活動報告（事業計画日程分）

公表調査関係			
調査員フォローアップ		調査員通信	推進委員会
H23.4		毎月 10 日	
H23.5		毎月 10 日	
H23.6		毎月 10 日	
H23.7	調査員全体研修 7/1	毎月 10 日	
H23.8		毎月 10 日	
H23.9		毎月 10 日	9/13 予定 12/9 へ延期
H23.10		毎月 10 日	
H23.11	11 月 24 日(木) 調査員の調整につき延期	毎月 10 日	
H23.12		毎月 10 日	11 月 9 日
H24.1	1 月 21 日	毎月 10 日	
H24.2		毎月 10 日	
H24.3		毎月 10 日	3 月 23 日

通信発行：毎月 10 日

公表調査関係 参加人数一覧

調査員全体研修会：7 月 1 日 参加者：18 名 宮城県担当者より制度解説等

調査員フォローアップ：1 月 21 日 参加者：12 名 調査手順等再確認

調査業務部分についての活動報告（詳細分）

日時	内 容 等
4 月 19 日	公表センター打合せ会 15：00-17：00 近藤・石坂
5 月 14 日	公表センター打合せ会 13：30-15：00 近藤・石坂・星
6 月 17 日	公表センター打合せ会 10：00-12：15 石坂・星
7 月 11 日	公表センター打合せ会 16：00-17：00 近藤・石坂・星
8 月 19 日	公表センター打合せ会 15：00-17：00 近藤・星
9 月 7 日	公表センター打合せ会 10：00-17：00 石坂・星
10 月 5 日	公表センター打合せ会 16：00-17：00 近藤・石坂・星
10 月 20 日	宮城県公表調査の指針（案）説明会：15：00-16：00 伊藤・近藤・星
11 月 9 日	宮城県公表調査の指針（案）説明会：15：00-16：00 伊藤・近藤・星
11 月 16 日	宮城県公表調査の指針（案）説明会：16：00-17：00 伊藤・星・石坂
11 月 21 日	宮城県公表調査の指針（案）説明会：15：00-16：00 伊藤・星
12 月 7 日	公表センター打合せ会 10：30-11：00 伊藤・近藤・星・石坂
3 月 27 日	公表センター打合せ会 16：00-18：00 伊藤・星・石坂

平成 24 年度 事業計画（案）日程一覧

	営利活動関係			公表調査関係		
	運営委員会会議・研修行事等予定		会報発行	調査員フォローアップ	調査員通信	推進委員会
H24.4	拡大運営委員会	4 月 24 日（火）			毎月 10 日	
H24.5	総会	5 月 16 日（水）			毎月 10 日	
H24.6					毎月 10 日	
H24.7			発行		毎月 10 日	
H24.8					毎月 10 日	
H24.9	拡大運営委員会	9 月 19 日（水）			毎月 10 日	開催予定
H24.10				開催予定	毎月 10 日	
H24.11	研修会	未定	発行		毎月 10 日	
H24.12					毎月 10 日	
H25.1					毎月 10 日	
H25.2				開催予定	毎月 10 日	
H25.3	拡大運営委員会	3 月 21 日（水）	発行		毎月 10 日	開催予定

日程について

奇数月 第 3 水曜日

尚、諸事情により予定を変更する場合がございますがご了承願います。

調査員フォローアップにつきましては、10 月・2 月を予定としていますが、

宮城県の事業計画が確定後日程を調整致します。